

栄養士法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月 30 日
厚生労働省
健康・生活衛生局健康課

栄養士法施行令等の一部を改正する政令案について、令和 8 年 7 月 23 日（木）から同年 8 月 22 日（土）まで御意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	【はじめに（総論）】 管理栄養士、准看護師および薬剤師に係る各種申請手続について、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用したデジタル化を推進し、オンライン申請時の都道府県経由事務を廃止する本政令案の趣旨に深く賛同いたします。 手続のデジタル化は、資格保有者の利便性向上のみならず、自治体および行政機関における事務効率化・迅速化に大きく寄与するものと期待しております。 本政令案の確実な施行と、現場における混乱防止およびデジタル化の効果最大化を図る観点から、制度設計および運用面において「比較的容易かつ低コストで実施可能な改	今般の改正について適切な周知に努めてまいります。 国家資格等情報連携・活用システムの具体的な運用に係る御意見については今後の参考にさせていただきます。

善点」を4点提案いたします。ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

【具体的な改善提案（各論）】

提案1：公布から施行までの短期間に対する実質的な事前
周知・準備期間の確保

（改善のポイント：運用マニュアル・QA等の事前公表と
関係機関への先行通知）

（理由・背景）

本政令案では、公布予定が令和8年9月中旬、施行期日が
令和8年10月1日とされており、公布から施行までの期
間が約半月間と非常に短期間に設定されています。公布後
に初めて現場の自治体や関係団体、対象資格者が詳細な手
続変更を知ることになると、運用開始直後の問合せ殺到や
手続遅れなど、行政・申請者双方に混乱が生じる懸念があ
ります。

（具体的提案）

政令の公布を待たず、7月から8月の段階で「行政機関向
け事務処理運用マニュアルのドラフト」および「申請者向
けFAQ（よくある質問集）」を厚生労働省ウェブサイト等
で先行して公開・周知することを提案いたします。

	特に、以下の点を事前に事前広報・周知することで、施行日（10月1日）からのスムーズな運用移行が可能となります。 1. オンライン申請時に必要な準備物（マイナンバーカード、暗証番号、動作環境等）の事前案内 2. 自治体窓口および関係団体（日本栄養士会、日本薬剤師会、日本看護協会等）への事前説明資料の配布 提案2：紙申請とオンライン申請の併存に伴う「手続分岐フロー」および「Q&A」の明示 （改善のポイント：申請者が迷わないシームレスな手続案内の提供） （理由・背景） 本政令案では、電子情報処理組織（システム）を使用する場合は都道府県経由が廃止されますが、紙媒体による従来通りの申請を行う場合は引き続き都道府県経由が残る形となります。申請者において「どこに、どのような方法で提出すべきか」の判断が分かれるため、誤送付や手続の誤りが懸念されます。 （具体的提案） 厚生労働省のポータルサイトや各都道府県の広報窓口において、申請者が「自分はどちらの手続を行えばよいか」を一目で判断できる「手続分岐フローチャート（判断ツリ	
--	--	--

	一)」および簡単なチェックリストを公開することを提案いたします。 あわせて、以下の点についてガイドライン等で明確化することを要望いたします。 1. 紙申請とオンライン申請で提出先（都道府県窓口か厚生労働省直接か）が異なる旨の視覚的・見出し的な強調表示 2. 就業地や住所地の変更に伴う注意事項のわかりやすい整理 提案3：過去の延期経緯を踏まえた「障害時・緊急時のバックアップ運用手順」の標準化 （改善のポイント：システム障害や戸籍照会不具合時の代替手段の策定） （理由・背景） 本システムは過去に戸籍照会に係る不具合等により導入が遅延された経緯があります。令和8年10月の運用開始後も、万が一システム障害やアクセス集中によるネットワーク遅延等が発生した場合、資格登録や免許交付が遅延するリスクが存在します。 （具体的提案） システム障害時や緊急時における暫定的な対応手順（紙手続への一時的な切り替えルールや受領確認の発行手順）を	
--	---	--

	あらかじめガイドライン等として標準化し、公表しておくことを提案いたします。 これにより、万が一のシステムトラブル時にも現場の混乱を最小限に抑え、資格保有者の就職・転職・各種手続等への影響を防ぐことが可能となります。 提案４：デジタル化に伴う添付書類省略（マイナンバー連携）のメリット可視化と周知 （改善のポイント：オンライン利用率を高めるためのインセンティブ周知） （理由・背景） デジタル手続への移行を促進するためには、申請者が「オンラインで申請するメリット」を明確に理解できることが重要です。マイナンバー連携によって「住民票の写し」や「戸籍抄本（登記事項証明書等）」等の添付がどのように不要になるかが伝わっていないと、従来の紙申請に流れてしまい、デジタル化の推進効果が薄れる恐れがあります。 （具体的提案） オンライン申請によって削減される添付書類・提出書類の一覧を比較表の形で明示し、申請者にとっての具体的なメリット（市役所等での各種証明書取得手数料の削減、郵送料金の削減、移動手間の削減等）を周知・PRすることを提案いたします。	
--	--	--

	添付書類省略の範囲を明確に提示することで、利用者のオンライン手続選択率を高め、結果として行政側の入力事務負担の大幅な軽減につながります。 【まとめ】 以上の４点は、新たな法改正や大幅な予算措置を伴わず、運用通知、マニュアルの先行開示、ポータルサイトでの案内方法の工夫等によって比較的容易かつ速やかに実現可能な改善案でございます。 国家資格手続のデジタル化という大変意義深い取り組みが、行政現場および国民双方にとってより円滑かつ効果的に展開されるよう、本提案のご検討を何卒よろしくお願い申し上げます。	
2	マイナンバーもデジタル化も、あくまで利便性の為であり、利用できない者・状況への保障として、従来（書面）での手続き方法を廃止すべきではない。	今回の改正は、電子情報処理組織を使用する方法により各種申請等を行う場合には、住所地又は就業地の都道府県知事の経由を要しないこととするものであり、従来の書面による申請方法を廃止するものではありません。
3	・ 公布が施行規則の改正省令より１月遅い趣旨は何か。 ・ 管理栄養士については施行規則と同じく１１月施行とすべきでないか。	・ 国家資格等情報連携・活用システムの活用状況については、国家資格ごとに異なるところ、本政令と栄養士法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第１３２号。以下「改正省令」という。）で対象となる国家資格は一部異なるため、公布日についても異なるものとなっております。なお、改正省令の規

	・准看護師は都道府県知事免許であるのに、「各種申請等を行う場合にあっては、住所地又は就業地の都道府県知事の経由を要しないこととする」とはいかなる意味か。 ・「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」では医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法、作業療法士、視能訓練士についてもオンライン申請の場合は都道府県知事の経由を不要とすることを検討するとされたはずである。 「対応方針」で「国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県経由事務の負担軽減を図る」とされたのに結局都道府県には紙もオンラインも処理させるのではむしろ負担が増加し本末転倒なので、医師等についてもオンライン申請の場合は都道府県知事の経由を不要	定のうち、本政令の対象でもある管理栄養士、准看護師及び薬剤師に係る規定の施行日については、本政令の施行日と同じ令和8年10月1日となっております。 ・准看護師については、運用上、主に窓口での書面での申請となっているところ、国家資格等システムの運用開始に伴う資格情報管理等のオンライン化への対応のため、保健師助産師看護師法施行令において定める資格関係の手続の一部について、国家資格等システムを利用することで、就業地の都道府県知事の経由事務が不要となるものです。 ・その他、今般の改正の対象ではない国家資格に係る御意見やオンライン手続の具体的な運用に係る御意見については今後の参考にさせていただきます。
--	---	--

	とすると、最低限、申請内容の審査を不要とするなど、確実な負担軽減を図られたい。 ・万が一、医師等についてはオンライン申請の場合も都道府県知事の経由を必要とするのであって、かつ、システムの構築なり改修なりが必要なのであれば、経由事務が法定受託事務である以上それにかかる費用は国で負担されたい。 ・また、この際、法定受託事務たる各種免許申請書の経由事務および免許証の交付事務について、適正に算定された委託費を交付されたい。国の予算状況が厳しいというのは委託費不交付の理由とはならない。状況は都道府県も同じである。 ・オンライン申請の不具合等により申請から交付までに時間がかかるとか、再度紙で申請し直させるなどといった不祥事が生じないよう万全の体制を構築していただきたい。 ・オンライン申請システムを構築するだけで活用されなくては意味がないので、関係団体や申請者に対して国として積極的に周知されたい。 ・オンライン申請の場合は都道府県知事の経由をしたとしても、申請者から保健所や都道府県にオンライン申請について多数の問合せが寄せられることが想定されるので、オンライン申請の手続きについて十分な情報提供を要望する。また、専用のコールセンターを設置するなど、オンラ	
--	--	--

	イン申請に関して都道府県や保健所に無用の負担を強いる ことのないようにしていただきたい。	
--	---	--

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。